

正社員雇用拡大助成金事業

本県の高い非正規雇用割合を改善するため、若年者を正社員として雇用し人材育成・職場定着の取組を実施した企業に対し、経費を一部助成することにより、若年者の正規雇用促進を図ります。

助成対象事業者

- ① 県内に雇用保険適用事業所設置届を提出している中小企業事業主であること。
- ② 過去6月以内に事業主都合による離職者がいない事業所であること。
- ③ 暴力団又は暴力団と関係する事業所でないこと。また、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第4号、第5号、同条第4項に規定する接待飲食等営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う事務所でないこと。等

助成内容

- ・35歳未満の者（卒後1年以内の者を除く）を正社員として新規雇用し、雇用から6か月内に人材育成・職場定着の取組を実施した企業に対し、経費の一部助成を支給する。
- ・主な対象経費は、旅費交通費・研修費用・講師謝金等

助成額

- ・助成対象経費の3/4
- ・人材育成：1名につき上限15万円（1事業者につき3名まで）
- ・職場定着：1社につき上限10万円

事業スキーム

